

# 金沢美術工芸大学制作等依頼取扱規程

平成22年4月1日

規程第63号

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）における、公的団体等からの制作等の依頼の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「制作等の依頼」とは、公的団体等が本学に対し、特定の教員を指定することなく作品制作及び研究、試験、調査等（以下「制作等」という。）を依頼することをいう。

2 この規程において「公的団体等」とは、国、金沢市を含む地方公共団体、社会教育等関係団体、民間企業及び私人等（以下「依頼者」という。）をいう。

(制作等依頼の申込み)

第3条 依頼者が制作等の依頼を申し込む場合は、制作等依頼申込書（別記様式1号。以下「申込書」という。）を学長に提出しなければならない。

(制作等担当者の決定)

第4条 学長は、前条の申込書を受理した場合、教育研究審議会の意見を聴き、次に掲げる事項に配慮し当該制作等を担当する教員（以下「制作等担当者」という。）を決定するものとする。

- (1) 制作等の目的、内容及び条件
- (2) 本務の教育、研究への支障
- (3) 職務との利害関係の発生
- (4) その他必要な事項

2 学長は、前項の決定をした場合、依頼者及び制作等担当者に対し制作等担当者決定通知書（別記様式2号）をもって、その旨を通知する。

(兼業許可の申請)

第5条 制作等担当者は、職務外職務として勤務時間外に制作及び研究等を行うものとし、学長を経由して理事長あてに、兼業許可申請書（別記様式3号）を提出し、許可を得なければならない。

2 制作等担当者は、当該制作等に院生及び学生を従事させる計画がある場合、従事承諾書（別記様式4号）により、事前に承諾を得ておかななければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、制作等の依頼に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。